

第31 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用

(平成6年3月25日消防危第28号)

1 メタノールを含有するものに関する事項

第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

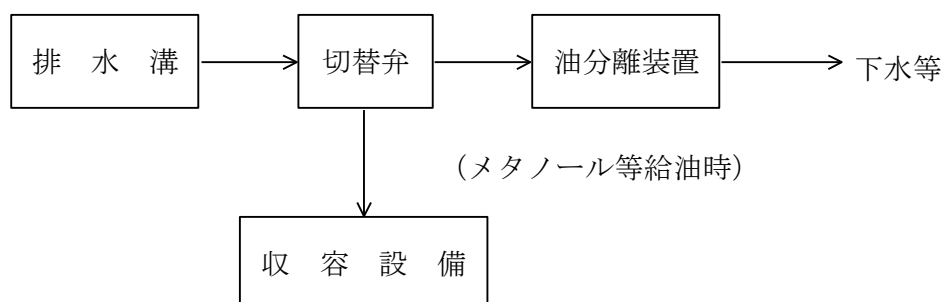
2 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(1) 収容設備等

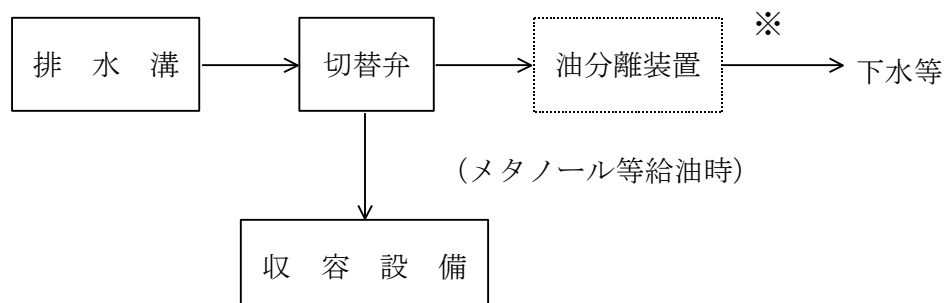
ア 給油空地等の収容設備等

(ア) 排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備（以下「収容設備」という。）の接続は、次のとおりとすること。（図参照）

a b以外の給油取扱所（給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所）



b メタノール等のみを取り扱う給油取扱所



※ 当該給油取扱所においても、メタノール等の給油以外の危険物の取扱いがある場合があるため、油分離装置に接続することが望ましいこと。

- (イ) 切替弁は、次のとおりとすること。
- a 流れ方向が表示されるものであること。
 - b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
- (ウ) 収容設備は、次のとおりとする。
- a 容量は、100リットル以上とすること。
 - b ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること。
 - c 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。
- (エ) 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び収容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えないこと。この場合において、固定給油設備及び灯油用固定注油設備のホース機器は、それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備又は灯油用固定注油設備のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に次の距離を保つこと。（別添図参照）

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え 4 m以下	5 m以上
4 mを超え 5 m以下	6 m以上

※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危険物令第17条第1項第8号イ及び第8号の2ロに定めるものをいうものであること。

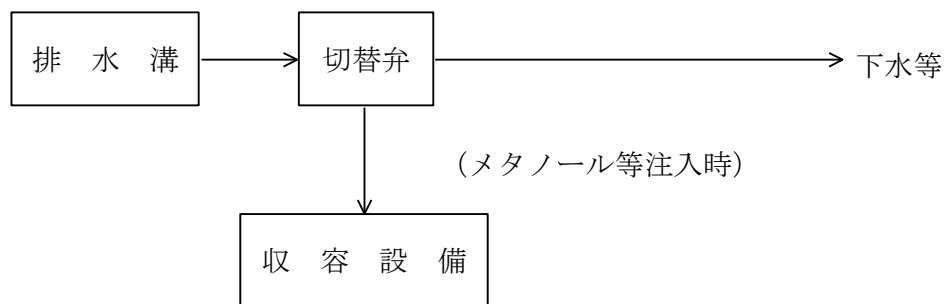
イ 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

- (ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けて差し支えないものであること。（別添図参照）

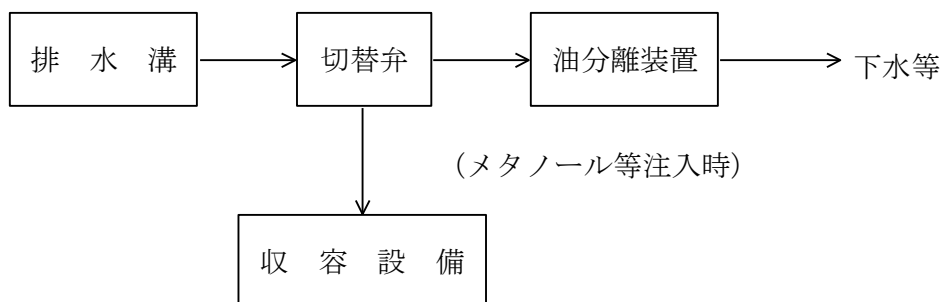
(イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること。

(ウ) 排水溝、切替弁及び4立方メートル以上の収容設備の接続は、次のとおりとすること。(別添図参照)

a メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



b メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



(エ) 切替弁は、次のとおりとすること。

- a 流れ方向が表示されるものであること。
- b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(オ) 収容設備は、次のとおりとすること。

- a 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること。
- b 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

(カ) 危険物令第17条第2項第11号の上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、危険物規則第25条の10第2号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができるものであること。

ウ 収容設備等の兼用

注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量立方メートル以上の収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備と兼ねることができるものであること。(別添図参照)

(2) 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。

(3) メタノール検知装置

ア メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

イ メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。

(4) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口には弁を設けないこととして差し支えないこと。

(5) 専用タンク等の通気管

ア メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること。

イ メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けることが望ましいこと。

(6) 消火設備

メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。

(7) 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災警報設備を設置することが望ましいこと。

3 取扱いの技術上の基準に関する事項

(1) 切替弁の操作

ア 切替弁の操作により排水溝が収容設備に接続されていることを確認した後に、メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専

用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。

イ メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと。

(2) 収容設備からの危険物等のくみ上げ

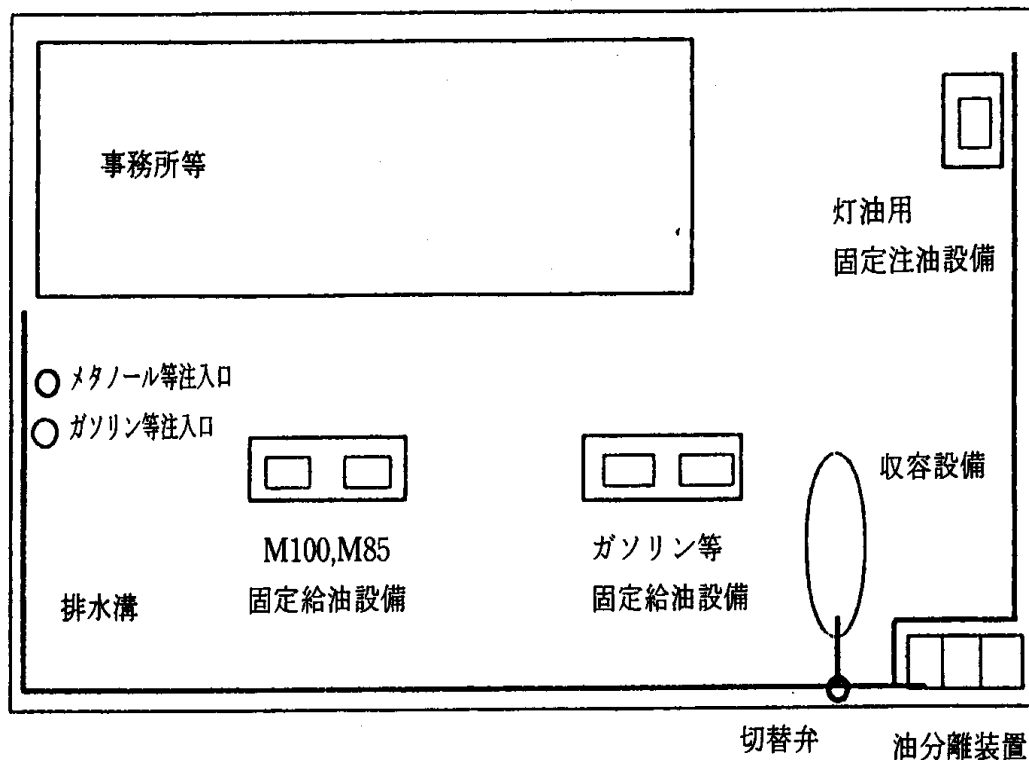
漏れたメタノールを確実に収容するため、随時、収容設備を確認し、危険物等が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

(3) 移動貯蔵タンクからの注入

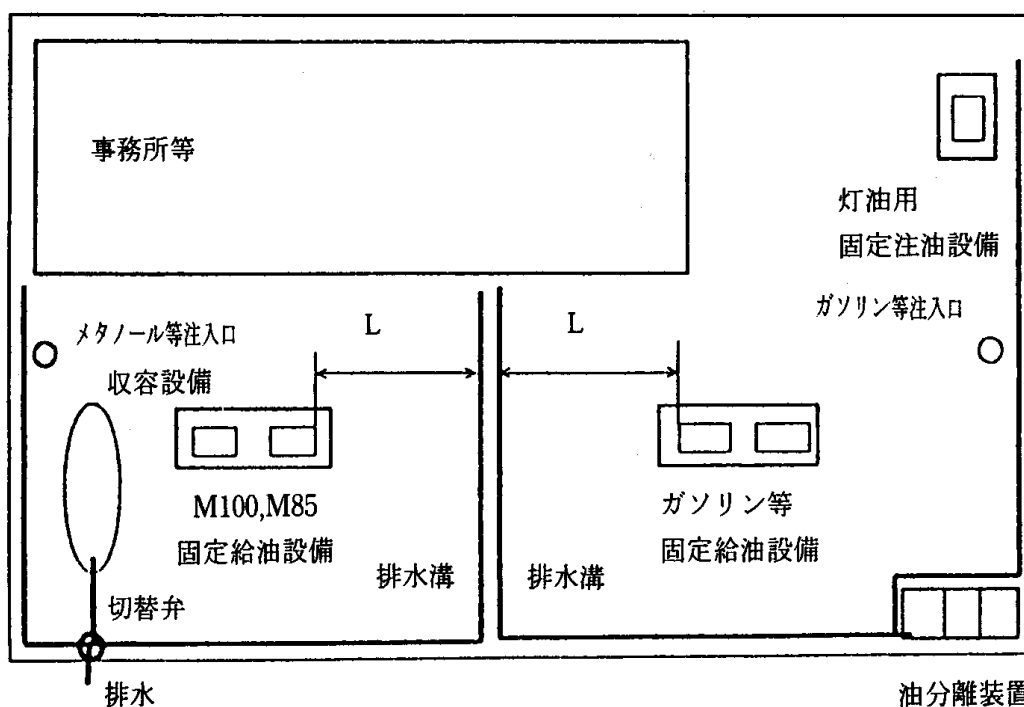
メタノールを移動貯蔵タンクから専用タンクに注入する場合には、当該移動貯蔵タンクのマンホールを開放した状態で行わないこと。

別添図 メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、油分離装置及び收容設備の接続例

a 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例

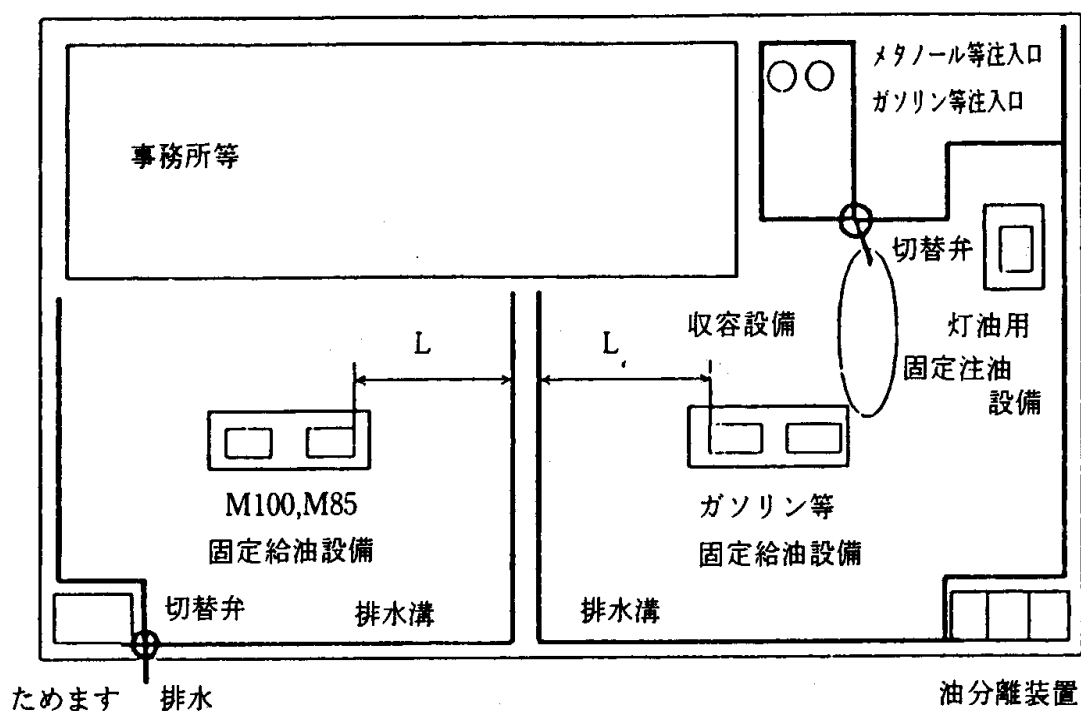


b メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



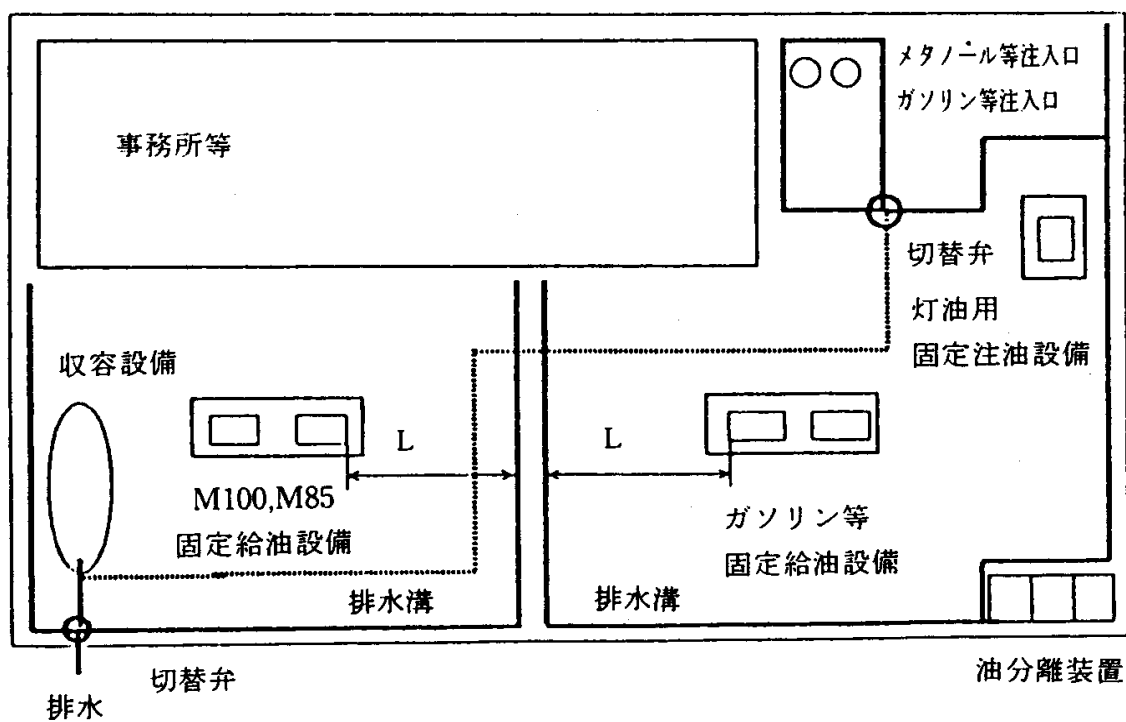
注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

- c メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

- d メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。